

登録計装士（1級計装士）における主任技術者要件について

日頃より、当工業会事業につきましてはご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

工業会においては、登録計装基幹技能者の制度制定のための準備を進めているところであり、この後、技能者の能力評価についても実施することを予定しております。

能力評価に当たっては、技能者の資格や現場での就業履歴等を踏まえ、技能や経験の客観的な評価を行うことが必要となります。

こうした中、下記のとおり、登録計装士の主任技術者要件について、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

○ 登録計装士試験合格後の実務経験1年での主任技術者要件について

登録計装士試験合格後、対象業種（電気工事又は管工事業）に関して、1年以上の実務経験をもって、当該対象業種の主任技術者となります。

実務経験1年をもって、電気工事業と管工事業の両方の主任技術者になるということではございませんので念のため申し添えます。

（別添、建設業法施行規則 第7条の3第2項（抜粋）を参照のこと）

○ 経営事項審査の評点について

登録計装士は、建設業法第7条の3に基づき、電気工事又は管工事について実務経験1年以上を有する場合は、該当する電気工事又は管工事に対して、経営事項審査の加点1点となります。なお、1人の職員につき、技術職員として申請できる建設業の種類数は2つまでとなっております。

（経営事項審査の事務取扱いについて（通知）（平成20年1月31日。国総建第269号参照）（国土交通省から出されております。））

なお、技術者制度及び経営事項審査の制度内容については、建設業法所管行政庁にお問い合わせをお願いいたします。

一般社団法人等が実施する試験のうち、工事の施工や技術を確認するための試験として国土交通大臣の登録を受けたものに合格した者は、その試験分野に対応した建設業法の業種の主任技術者になることができます。

一般社団法人日本計装工業会が実施する試験もその一つであり対応する業種は以下のとおりです。

### 建設業法施行規則第七条の三

法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。

一 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定で第一条に規定する学科に合格した後五年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程（昭和十八年文部省令第四十六号）による検定で同条に規定する学科に合格した後三年以上実務の経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

（以下は、一般社団法人日本計装工業会が試験を実施する電気工事業と管工事業を抜粋した表となります。）

電気 工 事 業	一 ～ 五 （略） 六 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて次条から第七条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に関し一年以上実務の経験を有する者
管工 事 業	一 ～ 五 （略） 六 登録計装試験に合格した後管工事に関し一年以上実務の経験を有する者